

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種助成金情報

○雇用調整助成金（緊急対応）	
【対象事業主】	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
【緊急対応期間】	令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
【助成内容等】	<p>助成（率）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 →大企業 2/3、中小企業 4/5</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件を満たす事業主 →大企業 3/4、中小企業 9/10</li> </ul> <p>*対象労働者1人1日あたり8,330円が上限</p> <p>教育訓練を実施したときの加算：大企業 1,800円、中小企業 2,400円</p> <p>支給限度日数：通常時1年間で100日、緊急対応機関は通常時とは別枠で利用可能</p>
【問合せ先】	山梨労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：055-225-2858
○感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金	
【助成対象者】	<p>以下の4項目の全てに該当する方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)山梨県内に住所を有する者</li> <li>(2)労働基準法の適用を受ける労働者、又は事業活動を行う個人事業主</li> <li>(3)感染者又は濃厚接触者</li> <li>(4)休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんにあたる公的な給付金等が支給されない者</li> </ol>
【助成内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付する助成金の額は、休業した日、一人につき一日4,000円。</li> <li>・感染者は、感染が確認された以降の入院から退院までの期間とし、連続した14日間を限度。（ただし、休日等は対象となりません）</li> <li>・濃厚接触者は、保健所から外出自粛の要請を受けた日から保健所において示された期間とし、連続した14日間を限度。（ただし、休日等は対象となりません）</li> </ul>
【問合せ先】	山梨県 労政雇用課労政担当 TEL：055-223-1561

**○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金**

【対象事業主】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども</li> <li>・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども</li> </ul> <p>の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主</p>
【助成内容】	<p>令和2年2月27日から6月30日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>* 1日1人当たり 8,330 円 を助成の上限とします。（大企業、中小企業ともに同様）</p>
【問合せ先】	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター</p> <p>TEL：0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）</p>

**○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）**

【支援内容】	<p>令和2年2月27日から6月30日の間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）</p> <p>※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます</p>
【支援対象】	<p>(1)保護者であること</p> <p>(2)①又は②の子どもの世話をを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども</li> <li>② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども</li> </ul> <p>(3)小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと</li> <li>・ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること</li> <li>・ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること</li> <li>・ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること</li> </ul> <p>(4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと</p>
【問合せ先】	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター</p> <p>TEL：0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）</p>

○ 「時間外労働等改善助成金」職場意識改善特例コース

【対象事業主】	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する 中小企業事業主
【助成対象の取組】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業規則等の作成・変更</li> <li>・ 労務管理用機器等の導入・更新 等</li> </ul>
【主な要件】	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
【支給額】	補助率：3/4 ※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5 を助成 上限額：50 万円
【問合せ先】	山梨労働局 雇用環境・均等室 TEL：055-225-2851

○ 「時間外労働等改善助成金」新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

【対象事業主】	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
【助成対象の取組】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワーク用通信機器の導入・運用</li> <li>・ 就業規則・労使協定等の作成・変更 等</li> </ul> <p>※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。ただし、レンタルやリースについては、5月31日までに利用し、支払った経費については対象となります。</p> <p>※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置に付き助成金を受給していない場合に限りです。</p>
【主な要件】	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象の取組を行うこと</li> <li>・ テレワークを実施した労働者が1人以上いること</li> </ul>
【支給額】	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円
【問合せ先】	テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479